

賃借料情報のお知らせについて

令和4年に締結(公告)された賃貸借における賃借料をお知らせします。
なお、事例は令和4年1月から令和4年12月の間に締結されたものです。

○ この賃借料情報は参考金額です。標準として定めるものではありませんので、賃借料は、貸す方と借りる方との話し合いで決定してください。

10アール当たりの賃借料

区 別	水 田			畑			備 考
	(現 金)	(物 納)	(使用貸借)	(現 金)	(物 納)	(使用貸借)	
平均額	10,300円	0.95俵		5,000円	該当なし		
最大額	13,000円	2.0俵		5,000円	該当なし		
最小額	6,500円	0.5俵		5,000円	該当なし		
事例数	69件	83件	44件	2件	該当なし	9件	

(平均額の百円未満は四捨五入しています)

※使用貸借とは、無償で貸し借りをする契約です。

農地の賃借には、農業委員会の許可が必要です。

農業委員・農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局(45-4531)へ相談してください。

令和5年3月

西会津町農業委員会